

## 化学物質安全対策部会について

(令和5年度第1回審議 化審法第二種特定化学物質の指定等)

優先評価化学物質「 $\alpha$ -（ノニルフェニル）- $\omega$ -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）  
（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」（NPE）の  
第二種特定化学物質への指定等について

### 1. 背景

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）は、化審法第2条第3項に規定する要件に該当する場合には、第二種特定化学物質に指定し、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な措置を講ずることとされている。

「 $\alpha$ -（ノニルフェニル）- $\omega$ -ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（別名ポリ（オキシエチレン）=ノニルフェニルエーテル）」（以下「NPE」という。）は、「生態影響へのリスクが十分に小さいとは判断できない」との理由から優先評価化学物質に指定され、令和5（2018）年3月より厚生労働省、経済産業省、環境省3省合同審議会<sup>1</sup>にて、リスク評価が行われてきた。

令和5（2023）年1月17日に開催された当該合同審議会において、NPEについては、環境中で生分解して生成する化学物質が相当広範な地域の環境において相当程度残留しており、生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められるとのリスク評価結果及びNPEを第二種特定化学物質に指定し、リスク低減のための対策を行うことが適当である、という方針については了承された。

上記を踏まえ、令和5（2023）年9月15日に開催された当該合同審議会において、NPEを化審法第2条第3項に規定する第二種特定化学物質に係る要件に該当することを確認し、その上で、第二種特定化学物質として講じるべき措置について検討した。

この物質について、令和5年度第1回化学物質安全対策部会<sup>2</sup>にて、第二種特定化学物質に指定すること、及び、具体的な措置を審議した。

### 2. 化審法による対応

#### (1) 第二種特定化学物質への指定について

リスク評価結果から、洗剤等開放系用途に用いられているNPEについては、それが環境中で生分解して生成する化学物質が相当広範な地域の環境において相当程度残留しており、生活環境動植物の生息又は生育に係る被害を生ずるおそれがあると認められる。

<sup>1</sup> 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会（厚生労働省）、化学物質審議会安全対策部会（経済産業省）、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（環境省）

<sup>2</sup> 令和5年10月17日～10月23日の間に電子メールを用いた所属委員のみでの持ち回りで審議

上記を踏まえ、化審法の第二種特定化学物質にかかる要件に該当することから、表 1 に掲げる化学物質を第二種特定化学物質に指定することとした。

**表 1. 第二種特定化学物質に新たに指定する物質**

優先評価化学物質名称	【優先評価化学物質通し番号 86】 「 $\alpha$ - (ノニルフェニル) - $\omega$ - ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン) = ノニルフェニルエーテル)」
第二種特定化学物質指定後の物質名称 (予定)	ポリ (オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が 9 のものに限る。) (別名 NPE)
CAS 登録番号 (参考※)	26571-11-9、27177-08-8、20427-84-3、104-35-8 等
化審法官報公示整理番号 (参考※)	3-589、7-172

※CAS登録番号、化審法官報公示整理番号は参考であり、名称に含まれる化学物質が対象となる。

## (2) 技術上の指針及び表示義務対象の製品の指定について

NPE が第二種特定化学物質に指定されることに伴い、用途及び製造輸入量等の調査や、PRTR 制度に基づく排出量推計、環境モニタリングによる排出源分析、排出実態調査を実施したところ、工業用洗浄剤等及び業務用洗浄剤の排出による寄与が大部分を占めていた。また、NPE 含有水系洗浄剤の取扱いに当たっては、NPE を含有する排水が出るのが想定されることから、特に適切な排水処理等が求められる。なお、関係団体によると、家庭用洗浄剤には NPE は使われていないことがわかっている。

上記を踏まえ、NPE を含有する水系洗浄剤の取扱事業者※に対して、適切な取扱いを求めべく、水系洗浄剤を技術上の指針及び表示の義務の対象とし、第二種特定化学物質の環境放出を防止するために取るべき当該措置等について周知徹底を図ることが適当とされた。

※NPE を含有する水系洗浄剤の取扱事業者

- a. NPE を含有する水系洗浄剤を使用する者
- b. その他の業として NPE を含有する水系洗浄剤を取扱う者 (運搬等)

以上により、表 2 に掲げる製品については、化審法第 36 条第 1 項に基づく技術上の指針の遵守及び化審法第 37 条第 1 項の環境汚染防止のための表示の義務が課される製品として政令で指定することとした。

**表 2. NPEを使用している場合は化審法第36条に基づく技術上の指針及び  
化審法第37条に基づく表示義務の対象となる製品**

製品※	水系洗浄剤（水で希釈して使用する洗浄剤）
-----	----------------------

※ 製品についての表現の仕方については、今後、変更があり得る。

なお、製造事業者等により、既に表示がなされている場合は、特に必要と認められる場合を除いて、販売業者等が表示を行う必要はない。

**(3) 輸入予定数量等の届出を義務づける製品について**

海外における NPE 含有製品の製造・使用・輸出状況について、在外大使館を通じ調査した。その結果、一部の国・地域では、洗浄剤等で NPE を含有する製品の製造・使用実績があることが確認されたが、特に我が国への輸出状況については明確な回答が得られなかった。

また、(2) のとおり、表示義務及び技術上の指針を策定すべき製品として水系洗浄剤を指定することとしたが、現時点では、国内で市販される海外製の水系洗浄剤には NPE が含有されていることは確認できていないことから、水系洗浄剤について化審法第 35 条第 1 項に規定する政令で定める輸入予定数量等の届出を義務づける製品に含める必要はないこととした。

なお、水系洗浄剤が化審法第 36 条に基づく技術上の指針及び第 37 条による表示の義務の対象製品となった輸入された NPE 含有水系洗浄剤の取扱いに対しても当該規定が適用されることとなる。